

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヨドバシカメラ	1,416,400	13.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	695,200	6.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	653,600	6.44
池田 武弘	490,800	4.84
藤沢 昭和	400,000	3.94
坂巻 和彦	205,000	2.02
野村信託銀行株式会社(投信口)	193,500	1.91
日本生命保険相互会社	180,000	1.77
株式会社SBI証券	153,300	1.51
ジェーピー モルガン チェース バンク 380621	142,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

・上記【大株主の状況】は、平成26年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 龍男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が「寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)」

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 龍男	○	—	他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営に多様な視点からの意見をいただくため、当社の社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、日常的に常勤監査役との情報共有や意見交換を行っているほか、内部監査実施の都度、常勤監査役に対して監査結果の報告を行っており、その際に得た監査役からの助言等を以後の内部監査へと生かしております。
また、随時行われる内部監査担当者、監査役、会計監査人との会合において、それぞれの監査計画、重点監査項目、監査結果等についての情報共有や意見交換等を行うことで、密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉山 和彦	他の会社の出身者													
山田 啓之	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 和彦	○	－	元上場会社の代表取締役社長であり、経営者として経験等を当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくために当社の社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
山田 啓之	○	－	税理士としての専門的な知識、経験等を当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくために当社の社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役及び従業員に関しては、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の増大を図るために付与しており、社内監査役及び社外監査役に関しては、監査役の適正な監査に対する意識を高めるために付与しております。また、当社の業績向上に対する協力を期待し、社外協力者に対してもストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別報酬の開示は実施していません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部が窓口となり、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会等の重要な会議の内容に関する事前情報伝達のほか、業務に必要な情報の収集や資料の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

取締役会は、常勤の取締役4名のほか社外取締役1名で構成されており、毎月1回定期的に開催しているほか、迅速な意思決定を必要とする場合には、臨時的に取締役会を開催しております。
取締役会は、経営の最高意思決定機関として重要な経営事項の審議及び意思決定を行っており、取締役の業務執行の状況の監査を行うために、原則として、監査役も取締役会に毎回出席しております。

・監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役(社外)2名で構成されております。また、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

・本部長会議

本部長会議は、代表取締役及び各本部長で構成されております。原則として毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時的に開催いたします。本部長会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。また、リスクの抽出・把握を行う役割も担っており、当社事業の属する業界動向や、日常業務を通じて認識すべきリスクについての評価、対策を検討しているほか、重要なリスクについては、取締役会における議論の下地形成のための協議を行っております。なお、本部長会議には、常勤監査役も出席しております。

・内部監査

当社は会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には管理本部長を内部監査責任者として定めて、相互チェックが可能な体制にて運用しております。

・会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名を選任しており、社内の取締役に対する監督機能に加えて、他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、取締役会にて独立した立場から経営全般に関して適宜意見を発言しております。

また、当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役である非常勤監査役2名で構成されており、株主総会や取締役会への出席や、内部監査担当者及び会計監査人との連携のほか、常勤監査役は社内の重要な会議への出席等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。常勤監査役は、当社の元取締役であり、非常勤監査役についても、税理士、元上場会社の代表取締役という立場から専門的かつ客観的な観点から経営全般に関して適切な監査を実施できる体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当期は、定時株主総会開催日22日前の平成27年3月5日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	第10回定時株主総会（平成26年3月26日開催）よりインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第10回定時株主総会（平成26年3月26日開催）より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算および中間決算発表後に決算説明会を実施している他、個別のミーティングも行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト内にIR情報ページを設け、決算短信、適時開示資料、説明会資料、有価証券報告書並びに四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役CIRO IR本部長を責任者とした、IR本部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先及び株主等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び子会社からなる企業グループの業務の適正を確保するために整備すべき体制(内部統制システム)の基本的考え方を「内部統制システム整備基本方針」として定めております。

「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行する。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図る。
当社事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認する。

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項」

取締役会の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行う。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録(電磁的方法による記録を含む)の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施する。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

当社事業に関する損失の危険(リスク)、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各本部長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行う。
本部長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行する。

「取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制」

取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な経営意思決定を行う。
取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保する。
執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を推進することにより、組織運営及び業務執行の効率化並びに意思決定の迅速化を図る。

「当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について事前協議を求める等の必要な管理を行う。また、子会社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い当社に報告する。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においても当社と同様の内容を定めた「リスク管理規程」を整備し、各取締役及び取締役会がリスクの早期把握と必要な対策を実施する。
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に係る重要事項の事前協議を求める一方、子会社取締役に適切な範囲での権限移譲を行い、子会社の自主性と経営の効率性を確保する。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社と同様の内容を定めた「コンプライアンス規程」その他必要な諸規程を整備し、子会社取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した業務遂行を徹底する。

当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認する。

「監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項」

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役は監査役の要請に応じて適切な人材を配置する。監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査役に報告し必要な場合には監査役の同意を得る。
監査役から補助業務に係る指示が行われた場合には、当該補助者は他の業務よりも優先して補助業務に取り組むこととし、また、当該指示やその具体的内容については守秘義務を有するものとする。

「当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社及び子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに当社の監査役へ報告することとする。

当社及び子会社の取締役等及び使用人が、監査役や会社に対して法令違反行為等に関する報告を行った場合に、グループ各社の「コンプライアンス規程」において当該報告者を保護する旨を明記しており、そのような報告を理由に不利な取扱いを行わない体制を構築する。

「監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役又は監査役会がその職務の執行に必要となる費用又は債務について、前払いや事後精算等により当社に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

「監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制」

各監査役は取締役会に出席し、議事に対して必要な助言又は勧告を行う。

監査役は、月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行う。

会計監査に係る会計監査人からの定期的な報告のほか、監査役会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築する。

「反社会的勢力を排除するための体制」

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨むこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応細則」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施細則」を制定し、反社会的勢力の排除に向けた取組みを実施しております。

また、特殊暴力防止対策連合会にも加入しており、平素より外部専門機関との関係強化や情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

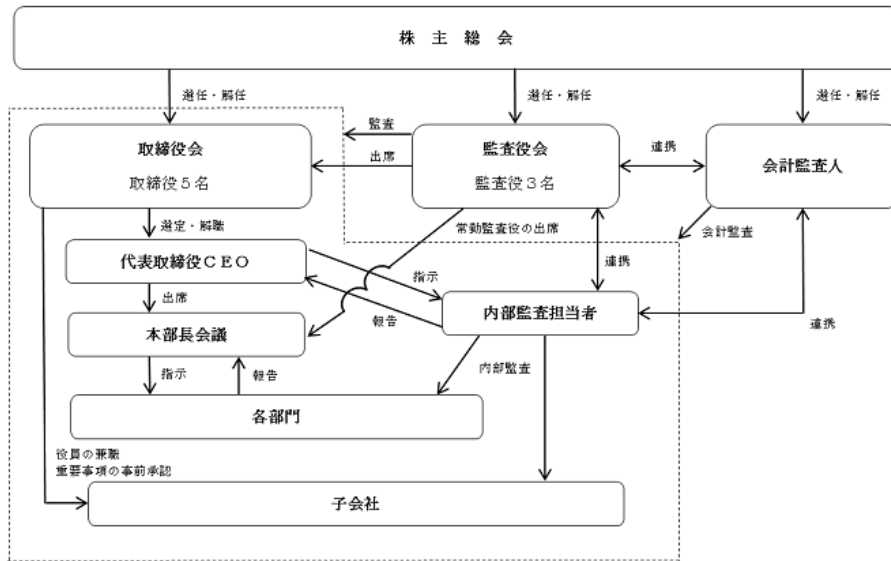
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。上場企業としての社会的責任を強く自覚して、当社の企業情報を適時、適切な方法で開示することにより、経営の透明性を確保してまいります。また、例えば自社ホームページへの情報掲載等を活用することにより、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の情報開示ニーズに応えてまいります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

